

JAL被解雇者労働組合 (JAL 争議団)

info@jhu-wing.main.jp<https://jhu-wing.main.jp/>**「客乗関連」要求**11月 20 日 交渉(国交)報告:その③

B738 翼上非常口の監視について

会社 : 現行の運用で妥当だと考えている!?

組合 : 100 人中 100 人が無理だと答えている!

会社 : 持ち帰って報告し、改めて考えるよう伝える!

【組合】B738 の翼上非常口の監視について、後方の CA シートから鏡越しで、非常口の旅客の不審な動きが、特に夜間に確認できるか調査する約束だった。結果はどうだったのか。

《会社》関連部署にも報告し共有した。現行の運用で妥当と考えているということだった。

【組合】どう妥当なのか、理由は何か。

《会社》現在の中でも確認できるという判断になった。

【組合】後方シートから翼上非常口まで凡そ 15m 程ある。それを鏡越しで見て大丈夫かどうかをまず確認しなければいけないが、特に夜間はほぼ見えないし、状況は分からぬ。窓側に座っているお客様に声をかけるのはまず不可能だ。最近出た

通知では「確實に制止してください」と出ているが、100 人中 100 人が無理だという返事だった。訓練所の教官も全員が「できるわけないです」という答えた。だが、なぜか会社を経由すると「妥当だ」となる。どういうことか。

《会社》なるほどね。

【組合】結局、安全担当が現場でどう聞いたのかが問題になる。現場が 100% できないと言っているのを、なぜ妥当だと言っているのか、もう一度問い合わせている。

《会社》現場も教官も含め、100% 無理、できないというところは、もう一度持ち帰って報告し、その上で改めて考えてくれと申し伝える。

【組合】担当者が出てきて交渉できるよう要求する。

A350 と B787 国内線の赤ちゃん用救命胴衣をエプロン型へ

会社 : メーカーが保証していることを持って、現行で妥当とみている!

【組合】A350 と B787 国内線用機材に搭載されている赤ちゃん用救命胴衣の調査結果はどうなったか?

《会社》実際にものも見て、安全担当の部署とも会話をした。航空機の装備品はメー

カーで安全が要件として保証されている。それを持って、現行で妥当であるとはみている。実際、膨らんだ時は膨張するので、結構安定するなと思った。

(次項に続く)

組合 : 現行搭載されているタイプには問題点が 3 つある。
着けづらい、脱げやすい、赤ちゃんは頭が重くひっくり返る！

会社 : 頭が重たいことまで考えが及ばなかった。
改めてもう一回伝える！

【組合】問題点が 3 つある。1 点目は着けづらさ。2 点目は膨張させるのは機外で、機内で移動する時は、膨らましてはいけないので脱げやすい。3 点目はフィットはするが赤ちゃんは頭の方が重いため、海上で波がある時はひっくり返ってしまう。外航他社では採用したが、これが一番の理由で、即刻変えたということだ。外航他社で現在使っているところはないと言っている。

《会社》既に入っていたのを変えた会社とか具体的にはどこか。

【組合】そこは調べてください。

《会社》調べます。

【組合】外航でも、やはり安全性が担保できないと現場レベルで組合が声を上げたと言っていた。なので、赤ちゃんの命を守

るために、変えるべきだと私も一生懸命声を上げている。別に新しいものを開発しろと言っているわけではない。他機に搭載しているエプロン型に変えればいいだけの話だ。

《会社》改めて背景も含めてありがとうございます。頭が重いというところまでは想像が及ばなかった。本日のご主張も含めて改めてもう一回伝える。一般論として、仕様の統一化というか、仕様もたくさんあるのは、客室乗務員の皆さんも多分大変だと思う。

【組合】仕様を統一することにより安全性高めているところもある。

《会社》そうですね。

【組合】是非ともお願ひする。

2025 年 7 月時点のパイロット/客室乗務員の採用総数を提示せよ！

「客室乗務員関連の要求」「客室の安全に関する要求」に対し文書回答および回答団交を行え！

【組合】今年 3 月に起きたキャビン O2 マスクカバーをガムテープで止めて出発した事例に関するコーポレイト・セイフティーを組合に提示するよう要求している。未提出だ。

加えて、2025 年 7 月時点のパイロットと客室乗務員の採用総数を提示するよう、前回 8/29 に要求した。

《会社》採用しているから、増えているのは間違いない。何の必要があるのか。

【組合】優先雇用事件で話をしている。何人採用したかは重大な問題だ。

《会社》時間が来ている。

【組合】最後に、昨年 10/15 に提出した「客室乗務員関連の要求」と今年 3/18 に提出した「客室の安全に関する要求」について、12/10 を回答期限として文書で回答を要求する。それに合わせて 12/10 に、大堀人財本部長と客室責任者同席の回答団交を要求する。これで交渉を終わる。